宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスB (住民主体型サービス)

補助制度の手引き

【例規編】

- 宇都宮市補助金等交付規則 ・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱 ・・・・・・・ 7ページ
- 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付実施要領 ・・・ 14ページ⇒ 関係様式

美報告書

○ 参考様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39ページ

参考様式 訪問型サービスB利用申込書 兼 同意書

[※] 参考様式は、作成例としてお示しするものであり、そのとおりに使用しなければ ならないものではありません。

宇都宮市補助金等交付規則

昭和41年5月18日 規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定め、もつて補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 補助金等 市が交付する補助金,利子補給金,事業共催の場合の負担金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいう。
 - (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

- 第3条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、補助金等交付申請書を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業等の事業計画
 - (2) 補助事業等の収入支出の予算
 - (3) 交付を受けようとする補助金等の算出の基礎
 - (4) その他市長が必要があると認める書類
- 3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部 を省略させることができる。
- 4 前3項の規定は、申請人が第5条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けて 行う申請について準用する。この場合において、第1項中「補助金等交付申請書」とあ るのは、「補助金等変更交付申請書」と読み替えるものとする。

(交付の決定)

- 第4条 市長は、前条第1項又は第4項の申請があつたときは、法令、予算等に照らして その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと 認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

- 第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合 (軽微な変更をする場合を除く。) においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示

を受けること。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件 のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

- 第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書により、申請人に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定により条件を付したときは、その条件を前項の通知書に記載するものとする。
- 3 前2項の規定は、第3条第4項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において、第1項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは、「補助金等変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 申請人は、前条第1項又は第3項の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件により補助事業等が遂行できないと認めるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第8条 市長は、補助金等の交付の決定後、天災地変その他補助事業者の責めに帰さない 事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつたとき、又は 遂行できなくなつたときは、補助金等の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の 内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既 に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 市長は、前項の規定による処分をした場合は、補助金等取消・変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行等)

- 第9条 補助事業者は、この規則、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件 に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行い、補助金等を他の用途に使用し てはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況について、補助事業者から報告させ、又はその職員に実地に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行に関する指示)

第11条 市長は、前条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又は これに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、 これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助事業等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を延長することができる。
 - (1) 補助事業等の収入支出の決算
 - (2) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条各号の書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第14条 市長は、第12条各号の書類の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。
- 2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って是正のための所要の措置を行った場合について準用する。

(交付の時期等)

- 第15条 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した 後に行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払し、又は前金払することができる。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金 等交付請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金等交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の取消し)

- 第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金 等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わなかつたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行つた場合は、補助金等交付決定取消通知書により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金等の返還等)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているとき

- は、補助事業者に対して期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。
- 2 第15条第2項の規定により補助金等を交付した場合,確定した額が既に交付した額 を超えるときには確定した額に対する不足額を交付し,確定した額が既に交付した額に 満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。
- 3 市長は、前2項により補助事業者に返還を求めるときは、補助金等返還請求書により 期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消され、その返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金等の金額につき、当該補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、 当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において,返還を命ぜられた 補助金等の未納付額の一部が納付されたときは,当該納付の日の翌日以後の期間に係る 延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は,その納付金額を控除した額によるものとす る。
- 6 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、 加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は 延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、交付すべ き補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助 金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
 - (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため、市長が特に必要があると認めて指定するもの
- 2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(様式)

第21条 この規則に規定する補助金等交付申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第22条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金 (以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則 第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによ る。

(目的)

第2条 この要綱は、地域の団体が主体的に取り組む活動や介護予防自主グループなどによる身近な運動の場が安定的に継続して提供されるよう、当該団体に対して補助金を交付するものとし、介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを訪問により提供すること(以下「訪問型サービスB」という。)及び通所により提供すること(以下「通所型サービスB」という。)を目的とする。

(サービス事業対象者)

第3条 訪問型サービスB及び通所型サービスB(以下「サービス事業」という。)を受けることができる者(以下「サービス事業対象者」という。)は,介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第53条第1項の居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第140条の62の4第2号に該当する事業対象者又は宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第5条第3号に該当する者であって,介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス・支援計画又は介護予防支援による介護予防サービス計画又は居宅介護支援による居宅サービス計画が作成された当該対象者とする。

(登録団体)

- 第4条 サービス事業を実施することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 自治会, 地区社会福祉協議会等地域住民組織である公共的団体
 - (2) 宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録団体
 - (3) 宇都宮市まちづくりセンターの登録団体
 - (4) 特定非営利活動法人
 - (5) 社会福祉法人
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体
- 2 サービス事業を実施しようとする者は、実施団体登録申請書に次に掲げる書類を添え て市長に申請しなければならない。
 - (1) 団体の定款又は会則

- (2) 団体の役員名簿
- (3) 団体の当該年度及び前年度の事業計画書
- (4) 団体の当該年度及び前年度の収支予算書
- (5) 団体の要件等に関する誓約書
- (6) サービス事業に係る従事者名簿
- (7) サービス事業に係る当該年度の事業計画書
- (8) サービス事業に係る当該年度の収支計画書
- (9) 地区別サービス内容報告書(地域包括支援センターとの協議に基づくもので,訪問型サービスBに限る。)
- 10 会場の平面図及び周辺図 (通所型サービスBに限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その申請の適否を審査し、適正にサービス事業の実施ができると認めた場合には、登録団体名簿に記載の上、当該申請者に対し、登録 決定通知書により通知するものとする。
- 4 前項の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が第2項の申請事項を変更したとき、又はサービス事業を中止若しくは廃止するときは、その旨を市長に届けなければならない。
- 5 登録団体が次の年度も継続してサービス事業を実施しようとする場合は、次の年度の 5月31日までに、サービス事業に係るその年度の事業計画書及び収支計画書を市長に 提出しなければならない。
- 6 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を抹消することができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 登録団体が第1項の団体でなくなったとき。
 - (3) 登録団体がサービス事業の実施に当たり、不正又は著しく不当な行為を行ったとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(補助事業)

- 第5条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。
 - (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (2) 営利事業又はこれに類するもの
 - (3) 当該事業について、市から他の類似の補助金の交付を受けているもの
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、他の類似の補助金の交付額が、第7条の補助金の額 の限度を超えない場合は、第7条の補助金の額から当該交付額を差し引いた額の範囲内 で、補助の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(申請の期限)

- 第8条 規則第3条第1項に規定する申請の期限は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
 - (1) 別表第2第1項に規定する訪問型サービスBに係る経費 サービス事業を実施した 月の翌月末日(3月にサービス事業を実施した場合はその月の31日)
 - (2) 別表第2第2項各号に規定する通所型サービスBに係る経費 サービス事業を開始しようとする日(通所型サービスBの運営費であって,登録団体が次の年度も継続してサービス事業を実施しようとする場合は,その年度の5月31日)

(交付の申請)

- 第9条 補助金の交付を受けようとする登録団体(以下「申請人」という。)は、規則で 定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事設計書及び工事見積書の写し(通所型サービスBの改修費に限る。)
 - (2) 位置図(通所型サービスBの改修費に限る。)
 - (3) 建物所有者の同意書 (通所型サービスBの改修費に限る。)
 - (4) 購入物品及びその金額が分かるもの(通所型サービスBの物品等購入費に限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる補助金の交付申請については、その申請に係る交付決定の日から1年以内であって、その申請人に対して交付した補助金の合計額がそれぞれ当該各号に定める額を超えない場合に限り、再度の申請をすることができるものとする。
 - (1) 別表第3第2項第1号に規定する通所型サービスBの改修費 同号に定める額
 - (2) 別表第3第2項第2号に規定する通所型サービスBの物品等購入費 同号に定める 額
- 3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項各号に規定する添付書類の 一部を省略させることができる。

(交付の決定)

- 第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたと きは、規則第6条の規定により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第11条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。) は、補助事業の内容の変更、補助事業の中止又は廃止をするときは、補助事業等変更・ 中止・廃止申請書を市長に提出するものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めた場 合は、この限りでない。 2 市長は、前項本文の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を 決定し、補助金等変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第12条 訪問型サービスBに係る補助金又は通所型サービスBの事業の立ち上げに係る 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者 の請求により交付する。
- 2 通所型サービスBの事業の運営に係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づき、当該交付決定額の全額を交付し、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(利用料等)

- 第13条 補助事業者は、当該事業を利用した対象者に対し、利用料等を請求することができる。
- 2 前項の利用料等の請求において,訪問型サービスBの提供の際に交通費等の実費が生 じたときは、利用者から当該実費に相当する金額を徴することができる。

(実績報告)

- 第14条 規則第12条の規定による訪問型サービスBに係る実績報告は、サービス事業を実施した月の翌月末日(3月にサービスを実施した場合は、翌月15日)までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(訪問型サービスBの提供がなされたことの確認ができるものとする。)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第12条の規定による通所型サービスBに係る実績報告は、次項に定める期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) 補助事業の活動内容が分かる印刷物,写真等
 - (4) 事業に係る領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 通所型サービスBに係る実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる期日のうち、いずれか早い日とする。
 - (1) 補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日
 - (2) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月15日

(書類の保管)

- 第15条 補助事業者は、事業日誌、利用者名簿、経理状況を明らかにした帳簿及び証拠 書類(以下「証拠書類等」という。)を整備するものとする。
- 2 証拠書類等は、当該補助事業が完了する日の属する年度の終了後3年間保存しなけれ

ばならない。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要がある と認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途につい て必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(様式)

第17条 この要綱で規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文(平成29年2月28日告示第71-6号)

平成29年4月1日から適用する。

改正文(平成30年3月29日告示第116号)

平成30年4月1日から適用する。ただし、別表第3第1項の改正規定中「し、同条第2項の規定に該当する場合は「100分の70」と」の部分は、平成30年8月1日から適用する。

改正文(平成31年3月29日告示第112号)

平成31年4月1日から適用する。

改正文(令和3年3月26日告示第104号)

令和3年4月1日(令和3年度分の補助金)から適用する。

別表第1 (第5条関係)

補助事業名	補助事業の内容
1 訪問型サービスB	サービス事業対象者に対し、安否確認及び掃除、草取
	り、ごみ出し等の清潔の保持を目的とする簡単な生活援
	助を提供するサービス(以下「基本サービス」という。)
	並びにサービス事業対象者との合意により基本サービス
	と併せて提供する傾聴,新聞朗読,買い物等の簡単な生
	活援助を提供するサービスで,次に掲げる要件を満たす
	<i>€の</i>
	(1) 1回の所要時間が30分程度のサービスの提供を
	週1回程度又は月2回程度実施するもの
	(2) 1回の所要時間が1時間程度のサービスの提供を
	月2回程度実施するもの
2 通所型サービスB	サービス事業対象者に対し、施設等において健康・運
	動の場を提供するサービスで、次に掲げる要件を満たす
	もの
	(1) 原則月2回以上実施するもの
	(2) 1回の開催時間が概ね2時間以上であるもの

別表第2 (第6条関係)

補助事業区分	補助対象経費
1 訪問型サービスB	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
	める費用
	(1) サービス提供費 30分程度のサービスの提供1
	回につき500円又は1時間程度のサービスの提供
	1回につき1,000円とし,サービスを提供した
	月ごとに合計した額
	(2) 事務運営費 サービスを提供した月ごとに1,000
	円
2 通所型サービスB	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
	める費用
	(1) 改修費 通所型サービスBの事業を開始するため
	の建物の改修に要した費用(事業の開始に要する費
	用であって,その補助の交付決定の日から1年以内
	に生じたものに限る。)
	(2) 物品等購入費 机,椅子,ロッカー,電化製品そ
	の他の通所型サービスBの事業を開始するための物
	品等の購入に要した費用(事業の開始に要する費用
	であって,その補助の交付決定の日から1年以内に
	生じたものに限る。)

(3) 運営費 光熱水費,通信費,資料代,その他の通 所型サービスBの事業の運営に要した費用(1年度 ごとの費用に限る。)

別表第3(第7条,第9条関係)

補助事業区分	補助金額
1 訪問型サービスB	サービス提供費に「100分の90」(利用者が法第
	59条の2第1項の規定に該当する場合は「100分の
	80」とし、同条第2項の規定に該当する場合は「100
	分の70」とする。)を乗じて得た額に,事務運営費を
	加えた額
2 通所型サービスB	補助対象経費に相当する額。ただし、その額が次の各
	号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を
	超えるときは、当該各号に定める額(第9条第2項の規
	定のよる再度の交付申請の場合にあっては、当該各号に
	定める額からその申請人に対して交付した補助金の合計
	額を差し引いた額。)
	(1) 改修費 250,000円
	(2) 物品等購入費 25,000円
	(3) 1年度につき30,000円

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス B補助金交付要綱(平成29年宇都宮市告示第71-6号。以下「要綱」という。)の 施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施団体登録申請等に係る書類)

- 第1条の2 要綱第4条第2項に規定する実施団体の登録申請に係る書類,同条第3項に 規定する登録決定に関する書類及び同条第4項に規定する登録事項の変更等に係る書類 は、様式を次のとおりとする。
 - (1) 実施団体登録申請書(別記様式第1号)
 - (2) 誓約書 (別記様式第2号)
 - (3) 事業計画書(別記様式第3号)
 - (4) 事業収支計画書(別記様式第4号)
 - (5) 訪問型サービスB地区別サービス内容報告書(別記様式第5号)
 - (6) 登録団体名簿(別記様式第6号)
 - (7) 登録決定通知書(別記様式第7号)
 - (8) 登録事項変更届出書兼事業中止·廃止届出書(別記様式第8号)

(補助対象外経費)

- 第2条 補助金の交付の対象となる経費で要綱第6条に定める経費にかかわらず、補助対 象経費としないものを次のとおりとする。
 - (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
 - (2) 要支援者等に対する支援等と関係のない従業員の募集・雇用に要する費用
 - (3) 団体の構成員に係る人件費
 - (4) 宿泊費
 - (5) 食糧費
 - (6) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の交付申請に係る書類)

- 第3条 要綱第9条第1項に規定する補助金交付申請に係る書類は、様式を次のとおりと する。
 - (1) 補助金等交付申請書(別記様式第9号)
 - (2) 通所型サービスB建物所有者の同意書(別記様式第10号)

(補助金の交付決定に係る書類)

第4条 要綱第10条第1項に規定する補助金の交付決定に係る書類は、様式を次のとおりとする。

(1) 補助金等交付決定通知書(別紙様式第11号)

(補助事業の変更等に係る書類)

- 第5条 要綱第11条第1項に規定する補助事業等変更・中止・廃止申請に係る書類は、 様式を次のとおりとする。
 - (1) 補助事業変更・中止・廃止申請書(別紙様式第12号)
 - (2) 補助金等変更交付決定通知書(別紙様式第13号)

(補助金の請求に係る書類)

- 第6条 要綱第12条に規定する補助金の請求に係る書類は、様式を次のとおりとする。
 - (1) 補助金等交付請求書(別紙様式第14号)

(実績報告に係る書類)

- 第7条 要綱第14条第1項に規定する訪問型サービスBの実績報告に係る書類及び同条 第2項に規定する通所型サービスBの実績報告に係る書類は、様式を次のとおりとする。ま た、同項第5号のその他市長が必要と認める書類として、参加者名簿を添付するもの とする。
 - (1) 補助事業等実績報告書(別記様式第15号)
 - (2) 訪問型サービスB利用者別実施状況記録票兼事業報告書(別記様式第16号,訪問型サービスBに限る。)
 - (3) 通所型サービスB事業報告書(別記様式第17号,通所型サービスBに限る。)
 - (4) 通所型サービスB事業収支決算書(別記様式第18号,通所型サービスBに限る。)

(保険加入証拠書類の提出)

第8条 補助事業者は、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB・通 所型サービスBの開催及び運営にあたり必要な保険契約締結後に、保険加入証拠書類の 写しを速やかに市長に提出するものとする。また、保険契約を変更及び解約した場合等 も同様とする。

(会計の処理)

第9条 補助金の会計処理に当たっては、団体の特別会計で処理するとともに、帳簿等により適正な管理及び執行に務め、代表者以外の者の監査を受けるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス B 実施団体登録申請書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

申請者所 在 地団 体 名代表者氏名

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB実施団体の登録を受けたいので、 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第4条第2項の規 定により、次のとおり申請します。

	=r	- -	Lib	₹					
	所	在	地						
	団	体	名						
申請団体	代	代 表	表者	表者	住	所	Ŧ		
				氏	名				
	/丰	J.H	先	電話	番号				
	連	絡	元	ファク	ス番号				
				□団は	の定款又	は会則			
				□団体	5の役員名	簿			
				□団体	の当該年	度及び前年度の事業計画書			
				□団は	の当該年	度及び前年度の収支予算書			
				□団は	Sの要件等	に関する誓約書(様式第2号)			
	添 付	書	類	ロサー	- ビス事業	に係る従事者名簿			
				ロサー	-ビス事業	に係る当該年度の事業計画書	(様式質	育 3 号)	
				ロサー	-ビス事業	に係る当該年度の収支計画書	(様式)	育 4 号)	
				□地区	区別サービ	ス内容報告書 (様式第5号)	*	訪問型のみ	
			□ 会場	島の平面図	および周辺図	*	通所型のみ		
				□ その	他()	

誓約書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

誓約者 所 在 地 団 体 名 代表者氏名

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第4条第2項の 規定により、下記のとおり誓約します。

また、必要に応じて、市が団体要件の確認及び調査をすることについて同意します。

記

- 1 当団体は、営利、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではありません。
- 2 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行いません。
- 3 暴力団又は暴力団員の統制下にありません。
- 4 市から他の類似の補助金の交付を受けた場合は、これを市へ報告します。
- 5 訪問型サービスBを提供する場合においては、提供しようとする地区を担当する地域包括支援センターと協議の上で提供可能な地区を決定します。

事業計画書

	団 体 名		
40.4 F. A. /DBV		保険会社	
	加入する保険	保険種別	
		事業開始日	年 月 日
		実施内容	
		実施地区	「地区別サービス内容報告書」のとおり
		従事者数	
	□ 訪問型サービスB	実 施 日	□ 毎週(□ その他(□ その他(
		実施時間	時 分 ~ 時 分 (特記事項:)
		交通費等の 実費徴収	□ あり(内容:)□ なし
提供		事業開始日	年 月 日
提供するサービス		実施内容	
	 □ 通所型サービスB	会場所在地	〒
	□ 畑州生り こハロ	会場名	
		従事者数	人
		実 施 日	□ 毎月(□ その他(
		実施時間	時 分~ 時 分 (特記事項:)
		費用徴収額	1回あたり 円

事 業 収 支 計 画 書

	名	体 名
--	---	-----

		項目	予算額(円)	積 算 内 訳
収				
入				
		合 計		
		項目	予算額(円)	積 算 内 訳
	補			
	補助対象経費			
支				
		小 計		
出	補			
	補助対象外経費			
	家 外			
	費			
		小 計		
		合 計		

訪問型サービスB 地区別サービス内容報告書

団 体 名

地区	サービス内容	従事者数 (人)
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□中央	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□ 簗瀬	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
T +4+	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□城東	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□陽南	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□ 宮の原	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□西原	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□ □刀手n	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□昭和	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□ 戸祭	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□ 今泉	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	

地区	サービス内容	従事者数 (人)
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□錦	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外	
	・	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□ 東	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□□西	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
	基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□桜	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
	・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
□御幸		
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの) 	
	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 ()	
□ 御幸ヶ原	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□平石	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□ 清原	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
,	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 ()	
	・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□ 瑞穂野	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()	
	・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 () · 基本サービス (安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
	- 基本リーに	
□峰	· 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	

地区	サービス内容	従事者数 (人)
□ 泉が丘	 ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 	
□ 石井	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
□陽東	 ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□横川	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□ 雀宮	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□ 五代若松原	 ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□緑が丘	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□陽光	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□ 姿川	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□ 富士見	 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	

地区	サービス内容	従事者数 (人)
□明保	 ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 () ・ 基本サービス (安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 ()	
□ 国本	 ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□ 細谷	・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの)□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()・ 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 () • 基本サービス (安否確認を兼ね, 清潔の保持を目的とするもの)	
□ 宝木	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() • 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
□ 富屋	・ 基本サービス (安否確認を兼ね, 清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 ()	
	・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() ・ 基本サービス(安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの)	
□篠井	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 () • 基本サービス以外	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 () ・ 基本サービス (安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 ()	
□城山	 ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他() 	
□豊郷	 ・ 基本サービス(安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他() ・ 基本サービス以外 	
	□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 () • 基本サービス (安否確認を兼ね, 清潔の保持を目的とするもの)	
□ 河内	□ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他()・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	
	・ 基本サービス (安否確認を兼ね,清潔の保持を目的とするもの) □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 ()	
□ 上河内	・ 基本サービス以外□ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他()	

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス B 登録団体名簿

		登	録 団 体		提供するサービス				
登録番号	登録年月日	団体所在地 団体名	代表者住所 代表者氏名	電話番号 ファクス番号	サービス の 種 類	実 施 内 容	訪問型の場合,実施地区 通所型の場合,会場所在地・会場名	適	用
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				
					□訪問型□通所型				

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB登録決定通知書

年 月 日

印

宇都宮市指令高福第号

申請者 所在地

団 体 名

代表者氏名

宇都宮市長

年 月 日付けで申請のあった宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB実施団体の登録については、次のとおり決定したので、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

団 体 名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録の条件	1 以下の事項を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届け出ること (1) 団体の所在地、団体名、代表者、連絡先 (2) 団体の定款、会則、役員名簿 (3) サービス事業に係る従事者名簿 (4) サービス事業に係る事業計画書の記載内容 (5) サービス事業に係る収支計画書の記載内容 (6) 地区別サービス内容報告書の記載内容 (7) 平面図、周辺図 2 届け出たサービスの提供を次年度以降も継続する場合は、その年度の5月31日までに事業計画書及び収支計画書を提出すること 3 事業を廃止するときは、速やかにその旨を市長に届け出ること

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB 登録事項変更届出書 兼 事業中止・廃止届出書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

寸

体

登 録 番 号

名

 届出者
 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスBの登録事項の変更した(又は事業を中止・廃止する)ので、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第4条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

	届出の種類					□ 登録事	事項変更	□ 事業中止・廃止			
	事	実	発生	B	年 月 日 (中止の場合,再開予定日:			左	F	月	日)
					「登録	事項変更	」の場合,その内]容			
		所	在	地			Ŧ				
		団	体	名							
申請団体	什	代	表	者	□住	所	Ŧ				
					口氏	名					
		連	絡	先	□電話	番号					
		连		兀	ロファ	クス番号					
		団位	本の定款	,会則,	役員名簿		別紙のとおり				
		役員]名簿				別紙のとおり				
7.		サー	-ビス事	業に係る	従事者名	簿	別紙のとおり				
その他		サー	-ビス事	業に係る	事業計画	書	別紙のとおり				
1111		サー	-ビス事	業に係る	収支計画	書	別紙のとおり				
		地区	別サーヒ	ごス内容幸	报告書		別紙のとおり				
		平面	面図,周	辺図			別紙のとおり				

様式第9号

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金等交付申請書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

申請者所 在 地団 体 名代表者氏名

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金の交付を受けたいので、 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助	年度	年度	補助金の名称	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・ 通所型サービスB補助金
	団	体 名		
	登	録 番 号		
交付申請額				円
	□割	坊問型サービス Β		(月実施分) 円
内	□通	角所型サービス B	(改修費)	円
訳	□ 通	角所型サービス B	(物品等購入費)	円
	□通	角所型サービス B	(運営費)	円
	法出す	1米中长 - 田田	着手年月日	年 月 日
	補助事業実施期間		完了年月日	年 月 日
			□ 工事設計書及	及び工事見積書の写し,位置図 ※ 改修費のみ
	添	付 書 類	□ 建物所有者の	の同意書(様式第10号) ※ 改修費のみ
			□ 購入物品及び	びその金額が分かるもの ※ 物品等購入費のみ

通所型サービスB 建物所有者の同意書

年.	月	日
+-	Л	\vdash

(あて先) 宇都宮市長

建物所有者 住 所

署名

電話番号

私は、下記のとおり、登録団体が宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス B補助金の交付を受け、建物を改修することについて同意します。

記

1 登録団体	
(1) 団体名	
(2) 登録番号	
2 改修する建物	
(1) 所在地	
(2) 改修内容	

様式第11号

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金等交付決定通知書

年 月 日

宇都宮市指令高福第 号

申請者 所在地

団 体 名

代表者氏名

宇都宮市長印

年 月 日付けで申請のあった宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金の交付については、次のとおり決定したので、宇都宮市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・ 通所型サービスB補助金
寸	体 名		
登	録 番 号		
交斥	力決 定 額		円
	坊問型サービス B		(月実施分) 円
内口道	通所型サービス B	(改修費)	円
訳□追	通所型サービス B	(物品等購入費)	円
□ i	通所型サービス B	(運営費)	円
事項につい	で付の申請に係る いて, 修正を加え は, その内容		
交	付の条件	する場合(市長 市長の承認を受 2 補助事業を 受けること 3 補助事業が 困難となった場 受けること	内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をが定める軽微な変更をする場合を除く。)においては、 受けること 中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を 予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が 場合においては、速やかに市長に報告してその指示を か金等の交付の目的を達成するために必要な条件

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB 補助事業変更・中止・廃止申請書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

申請者所 在 地団 体 名代表者氏名

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金の交付を受けたいので、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度年度		補助	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問 型・通所型サービスB補助金									
	5	田 体 名										
	歪	登録番号										
	Ħ	申請の種類		□変更] 中止	_			廃止	
上記の理由												
事実発生日				年 中止の場合,	再開	月 引予定日	日 :		年	月		日)
				変更前					変更後			
		交付申請額					円					円
亦		□ 訪問型サービスB					円					円
変更の場合,	内	□ 通所型サービスB(改修費)					円					円
場合	訳	□ 通所型サービスB(物品等購)	人費)				円					円
		□ 通所型サービスB(運営費)					円					円
その内容	□ +	ナービス提供期間		年 ~	月 年	日 月	日	~	年	月 年	日 月	日
	□その他			次の書類のとおり □ 変更後の工事設計書及び工事見積書の写し、位置図 □ 変更後の購入物品及びその金額が分かるもの □ その他()								

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB 補助金等変更交付決定通知書

年 月 日

宇都宮市指令高福第号

申請者 所在地

団 体 名

代表者氏名

宇都宮市長印

年 月 日付けで申請のあった宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金の交付については、次のとおり決定したので、宇都宮市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助	年度	年度	補助	補助金の名称		宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・ 通所型サービスB補助金					
	団	体 名									
	登	録 番 号									
	決分	ぎの種類		□ 変更		口中	止	□廃」	Ŀ		
				7	変 更	前		変更後			
		交付決定額				円			円		
	□ 訪問型サービス B □ 通所型サービス B (改修費)					円			円		
内						円			円		
訳	□通	所型サービスB(物品等購力	八費)			円			円		
	□通	所型サービスB(運営費)				円			円		
既交付額				年 年 年	月 月 月	日交付 日交付 日交付		ь Б	-		
							計		円		
交付決定変更の理由											

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB 補助金等交付請求書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

請求者 所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年 月 日付け宇都宮市指令高福第 号で交付決定のあった宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金について、宇都宮市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助	年度		年度	補助金の名称			予防・日 スB補助		支援総合	·事業訪	問型・
	団	体	名								
	登	録 番	号								
	今回	司請 求	額								円
	□ 訪問型サービスB				(F] 実施分))			円
内	□i	通所型サ	ービスB	(改修費)							円
訳	□i	通所型サ	ービスB	(物品等購入費)							円
	□i	通所型サ	ービスB	(運営費)							円
	交付	寸 決 定	額								円
	既	交 付	額								円
	未	交 付	額								円
				金融機関名			信用金	行 庫 協			店 所
	L 	> 7	<i>t</i> 1.	口座種別		当	座		普	通	
	振	込	先	口座番号							
				フリガナ							
				口座名義							
	添	付 書	類	□ 補助金等(変	変更) 交	付決定法	通知書の	写し			

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助事業等実績報告書

年 月 日

(あて先) 宇都宮市長

報告者 所 在 地団 体 名代表者氏名

年 月 日付け宇都宮市指令高福第 号で交付決定のあった宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービスB補助金について、次のとおり実施しましたので、宇都宮市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助	年度	年度	補助金の名称	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型 通所型サービスB補助金	•		
	団	体 名					
	登	録 番 号					
事業完了年月日			年	月日			
	実 績	責報 告額		F	円		
内	口割	5問型サービス	В	(月実施分) 「	円		
ΡΊ	□通	動所型サービス	B (改修費)	Ī	円		
訳	□通	動所型サービス	B (物品等購入費)	F	円		
F/ \	□通	動所型サービス	B (運営費)	F	円		
実施状況	□記	5問型サービス	В	サービス提供費 (30分程度) 1割負担 回 ×@450= 円 2割負担 回 ×@400= 円 3割負担 回 ×@350= 円 (合計) 回 円 サービス提供費 (1時間程度) 円 1割負担 回 ×@900= 円 2割負担 回 ×@800= 円 3割負担 回 ×@700= 円 (合計) 回 円 事務運営費 1,000円			
	□ 通	通所型サービス	B (改修費)				
	口通	動所型サービス	B (物品等購入費)				
	□迫	通所型サービス		「通所型サービスB事業報告書」のとおり			
	添	付書類	(訪問型サービン □ 利用者別実が (通所型サービン □ 事業報告書 □ 事業収支決負 □ 事業に係る	変更)交付決定通知書の写し スB) 極状況記録票兼事業報告書(様式第16号) スB) (様式第17号) ※ 運営費のみ 算書(様式第18号)			

訪問型サービスB 利用者別実施状況記録票 兼 事業報告書

実	施	月				月	分	
			氏 名					様
		者	被保険者番	: 号				
利	用		認定区分					□ 要介護 5 月 日)
			介護保険負担害	口 1害	リ □ 2割 □	3割 年 月	日~ 年	月 日)
□	日	曜		提供時	間	内 容	提 供 者	確 利 用 者
I	付	日	開始時刻	終了時刻	提供時間	P.1 谷	灰 供 徂	印者
1			:	:	□ 30分 □ 1時間			
2			:	:	□ 30分□ 1時間			
3			:	·	□ 30分□ 1時間			
4			:	:	□ 30分□ 1時間			
5			÷	:	□ 30分□ 1時間			
	摘		要					

通所型サービスB 事業報告書

実 施 月	月 分
団 体 名	
登録番号	

	日	曜日	提供時間		جير بل	参加者数(人)	
回			開始時刻	終了時刻	内容	総合事業 対象者	左記以外
1			:	:			
2			:	:			
3			:	:			
4			:	:			
5			:	:			
6			:	:			
7			:	:			
8			:	:			
9			:	:			
1 0			:	:			
				合	≅ †		

通所型サービスB 事業収支決算書

団 体 名	
登 録 番 号	

		項 目	決算額(円)	積 算 内 訳
			次异做(口 <i>)</i>	棋 异 门 叭
収				
,				
入				
		合 計		
		項目	決算額 (円)	積 算 内 訳
	補			
	助対			
	補助対象経費			
支	費			
		小 計		
出	補			
	対分			
	補助対象外経費			
	費			
		小 計		
		合 計		

会計監査の結果、記載事項に誤りがないことを確認しました。

会計監査 住 所

氏 名

(参考様式)

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス B利用申込書 兼 同意書

(あて先) ●●●●●●●

				申辽	└ 年月日			年	月	日
	利用其	明 間		年	月	日	~	年	月	日
	フリ	ガナ								
申	氏	名								
込	電話	番号								
者	住	所	〒							
	フリ	ガナ								
緊急	氏	名								
連	電話	番号								
絡 先	申込者の	との続柄								
私	私(申込者)は,●●●●●●●●が実施する宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービ									

私(申込者)は、●●●●●●●●●●が実施する宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービスB(住民主体型サービス)の利用を申し込みます。また、利用にあたっては、裏面の「重要事項」について承諾するとともに、下記のことについて同意します。

記

- ●●●●●●●●が、サービス担当者会議等において必要となる場合に限り、私及び私の家族の個人情報を用いること
- ・ ●●●●●●●●が、事故が発生した場合等において必要な措置を講じる場合に限り、私の緊急連絡先に連絡を行うこと
- ・ 私が正当な理由なく利用料を滞納したことなどにより、●●●●●●●●がサービス提供の継続が困難と判断した場合に、サービス提供を中止すること

申込者(同意者) 署名 ______

重要事項

1 サービス提供団体

所 在 地	〒
団 体 名	
代表者氏名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

2 提供するサービス

サービスの種類	宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスB
実施内容	 ・ 基本サービス ※ 安否確認を兼ね、清潔の保持を目的とするもの □ 掃除 □ 草取り □ ごみ出し □ その他 () ・ 基本サービス以外 □ 傾聴 □ 新聞朗読 □ 買い物 □ その他 ()
実 施 日	□ 毎月 (日)
実 施 時 間	□ 30分(: ~ :) □ 60分(: ~ :)
利用料等	① 利用料 (1回あたり)

3 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の緊急連絡先、担当の地域包括支援 センター及び宇都宮市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお,法律上の損害賠償責任が生じた損害については,加入する損害賠償保険等の範囲内において 対応します。

4 個人情報の取り扱い

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。従事者が従事しなくなった後、又は利用者が利用しなくなった後についても同様です。

5 その他

- ・ 体調の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めにサービス提供団体へご連絡ください。
- ・ 利用料等は、サービス提供を受けた当日に現金でお支払いください。なお、確認印を押印していただきますので、あらかじめ印鑑をご準備ください。

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業 「サービスB(住民主体型サービス)」補助制度の手引き 【 例 規 編 】

発 行 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL:028-632-5328 FAX:028-632-3040